

教第15号議案

神戸市いじめ問題審議委員会規則の一部を改正する規則について  
神戸市いじめ問題審議委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年7月8日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 竹森 永敏

理由

委員の任期を、委嘱の日の属する年度末にそろえるため。

神戸市いじめ問題審議委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市いじめ問題審議委員会規則の一部を改正する規則

神戸市いじめ問題審議委員会規則（平成26年3月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(任期) 第3条 委員の任期は、 <u>委嘱の日の属する年度の末日まで</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2～3 [略]	(任期) 第3条 委員の任期は、 <u>1年</u> とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2～3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 神戸市いじめ問題審議委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）

第2条の規定に基づき、神戸市いじめ問題審議委員会（以下「審議委員会」という。）の組織及び運営その他審議委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 審議委員会は、委員7人以内で組織する。

2 審議委員会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置き、調査のための部会を組織することができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 臨床心理士
- (3) 社会福祉士又は精神保健福祉士
- (4) 弁護士
- (5) 精神科医
- (6) 前5号に掲げる者のほか、教育委員会が必要であると認める者

### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

### (委員長)

第4条 審議委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 副委員長は、委員長の指名により選任する。

4 委員長は、会務を総理し、審議委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (議事)

第5条 審議委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審議委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、審議委員会において調査審議した事項を教育委員会に報告するものとする。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第6条 審議委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第7条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、審議委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第8条 審議委員会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒課において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年5月19日から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

この規則は、令和7年7月 日から施行する。